

地域水田農業再編緊急整備事業(新規)

～地域の主体性を活かした営農展開に資する緊急的な条件整備～

1. 趣 旨

- (1) 平成14年度に決定した米政策改革大綱においては、今後の水田利用のあり方について、「水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。」とし、米政策改革の実現に向けて、生産基盤の整備についても積極的な対応が求められているところである。
- (2) また、平成16年度以降、地域ごとの水田農業の今後のあり方については、地域の作付・販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンを地域自らが作成し、戦略の確立のための積極的な取組が行われているところである。
- (3) このような状況のなか、これまでの条件整備の実施状況を踏まえつつ、水田の汎用化による農地の高度利用等地域の主体性が活かせるような条件整備を緊急的に実施することによって、基盤整備を契機として地域水田農業ビジョンの実現に資する本事業を創設するものである。

2. 事業内容等

事業区分	緊急整備型	畑地転換型
事業内容	暗渠排水(補助暗渠含む) 客土 区画整理 ----- 土壤改良 農業用排水施設 農道 営農用水 農用地保全 農業集落環境管理施設整備	暗渠排水(補助暗渠含む) 客土 区画整理 農業用排水施設 農道 ----- 水田転換を行う事業(農用地造成) ----- 土壤改良 営農用水 農用地保全 農業集落環境管理施設整備
採択要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹工種 ～ の事業のうち、2以上(は単独でも可)の事業を行うこと。 ・地域水田農業ビジョンを反映し、地域水田農業の改革の基本的方向に即した地域水田農業再編整備構想が作成されていること。 ・地域水田農業再編整備構想に基づき土壤や暗渠排水機能等に関するほ場条件を診断し、整備する地域の営農計画等を盛り込んだ「地域水田農業再編総合土地改良計画」を作成すること。 ・事業の対象範囲は、地域水田農業ビジョンの対象とする範囲内とし、その中で整備すべき受益地を特定すること。 ・～ の事業の受益面積の合計が20ha以上であって、各受益地に係る一定団地(以下「営農区」)の合計が60ha以上の規模であること。 ・各営農区内においてビジョンの実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。 ・過去ほ場整備等の生産基盤整備事業を実施した地区を基本とすること。 ・営農区の農地面積に占める担い手の経営等面積の割合が原則25%以上であり、かつ、事業の実施により地域水田農業ビジョンに示す内容に沿って、これらの担い手への農用地の利用集積が一定以上推進されること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹工種 及びこれと相当の関連のある～ までのいずれか、もしくは複数の事業を行うこと。 ・～ 及び の事業の受益面積の合計が20ha以上であること。 ・地域水田農業ビジョンが策定されており、その中に、地域単位の産地づくり構想等畑作の営農計画が位置付けられていること。 ・受益面積のうち、少なくとも10ha以上の水田を他地目に転換すること。 ・受益面積に占める担い手の経営等面積の割合が25%以上であり、かつ、事業の実施によりこれらの担い手への農用地の利用集積が一定以上推進されること。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 補助率：内地・北海道、沖縄 50%
- (3) 事業実施期間：平成19～21年度（採択期間）

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

400,000千円(0)

【担当課(室)：農地整備課経営体育成基盤整備推進室】